

江府町条例第5号

江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月22日

江府町長 白石祐治

江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江府町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

改正後	改正前
<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ別表第1のとおりとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の100分の120に相当する額に<u>170.0</u>を乗じて得た額とする。</p>	<p>(議員報酬)</p> <p>第2条 議員の議員報酬（以下「議員報酬」という。）は、議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の別に支給するものとし、その額は、それぞれ別表第1のとおりとする。</p> <p>(期末手当)</p> <p>第5条 議会の議員の受ける期末手当の額は、議員報酬月額額の10分の120に相当する額に<u>165.0</u>を乗じて得た額とする。</p>

別表第1（第2条関係）

職名	給与の名称	議員報酬の額
議会の議員	議長	月額 323,000円
	副議長	249,000円
	常任委員長	240,000円
	議会運営委員長	240,000円
	議員	235,000円

別表第1（第2条関係）

職名	給与の名称	議員報酬の額
議会の議員	議長	月額 316,000円
	副議長	235,000円
	常任委員長	226,000円
	議会運営委員長	226,000円
	議員	221,000円

附 則

この条例は、令和6年4月1日より施行する。